

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

1 負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、負担が1割又は2割になります。

(1) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）……………383万円未満

※ ただし、被保険者の収入額が383万円以上であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

(2) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

○目 的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。

○対 象 者 8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人 ※一部除外者あり

○送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送

5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送

8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送

○受 診 期 間 7月1日から11月30日まで

○受 診 場 所 病院・診療所など

○受 診 方 法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



75歳からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

○目 的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。

○対 象 者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和7年3月31日時点で75歳から80歳の方

○送付スケジュール 7月下旬発送

○受 診 期 間 8月1日から11月20日まで

○受 診 場 所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

○受 診 方 法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



医療費のお知らせについて

医療費のお知らせを後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。医療費のお知らせと照らし合わせてご確認ください。領収証は廃棄せずに保管しておいてください。

また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することもできます。詳しくは税務署にお問い合わせください。

医療費のお知らせを不要とされる方は、ご連絡ください。

○送付予定時期 ・令和6年10月～12月診療分……………令和7年7月下旬送付予定

・令和7年1月～9月診療分……………令和8年1月下旬送付予定

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限ります。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

あんま・マッサージの施術の保険給付申請について

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あんま・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。